事務所データはP46に

## ミハエル・ムロチェク TEL: 03-3274-3805 eMail: michael.mroczek@okunolaw.com

# スイス法弁護士が日本で手がける国際取引・国際仲裁 パイオニアとしての挑戦



国際仲裁の中心地の一つであるスイスで仲裁案件を手がけていたムロチェク氏

### スイス法を準拠法とする 国際契約のメリット

国際取引において、契約書を作成する際、どこの国の 法律を準拠法とするかは悩ましい問題だ。

奥野総合法律事務所・外国法共同事業では、昨年からス イス法を専門とするミハエル・ムロチェク氏(外国法事務 弁護士)が外国法パートナーとして加入し、スイス法を準 拠法とする案件を本格的に取り扱っている。同事務所は、 今年で創設90周年を迎える法律事務所。創設当初は事業 再生の分野を中心に扱っていたが、クライアントの幅広 いニーズに応えるため、国内のあらゆる案件を手がける フルサービスの総合法律事務所へと発展してきた。さら に近年は、国際案件にも注力しており、ムロチェク氏は「イ ンターナショナルプラクティスチーム で、ドイツ語、英語、

フランス語、イタリア語、ポーランド語を使用言語に、 スイス法を専門とする外国法パートナーとして活動して いる。たとえば、先日、実際に日本企業からの依頼を受け、 ある韓国企業とのディストリビューションに関する契約 で、スイス法を準拠法とし、仲裁地をパリとする案件を 手がけた。

では、スイス法を準拠法とすることにはどのような意 味があるのだろうか?

「日本もスイスも、ともにCivil Law(大陸法)に属している 国同士なので、英米法と比べると、法律の条文自体や概 念がよく似ています。また、スイスは多言語国家である ため、スイス法は4つの公用語で書かれており、加えて、 英語の公式翻訳も入手が可能です。そして、これは同じ Civil Law に属するドイツ民法にはない特徴ですが、スイ ス民法は、法令の文章自体、多くの人が理解しやすいよ うに比較的平易な言葉で起草されており、インターネッ トで公開されている法律の原文を読むだけでも、ある程 度のことが理解できるようになっていると思います」。

つまり、最終的に弁護士のチェックは必要だが、契約 書などをドラフトする段階で、企業の担当者でも内容を ある程度把握できるため、当然、不確実要素は減ること になる。

また、多くの人がスイスについて「中立」というイメー ジを抱いているためか、スイス法についても同様のイメー ジを抱くようで、特にヨーロッパ企業との商取引を考え ている日本企業にとっては、そういった「中立」のイメー ジがプラスに働くことが多いという。

### 弁護士によるリーガルチェックを 受けないリスクに警鐘を鳴らす

外国法事務弁護士として登録をして、日本で実際に執 務を開始したムロチェク氏には、日本の実情はどのよう に映るのだろうか?

「私の経験上、国際商取引における紛争の多くは、国際契 約書のリーガルチェックが、英語が分かる弁護士によっ



奥野総合法律事務所は創設90年の歴史をもつ法律事務所で、事業再生などに強み を持つ一方で国際案件についても注力している

て行われるだけで、準拠法に精通している弁護士による チェックはあまり行われていないことに起因しています。 国内取引の場合には問題ないですが、国際取引に関して はそうはいきません。国際契約では、準拠法とする国の 法令についての知識不足で、契約条項の不備を見落とす などの法的なリスクが想定されます。したがって、こう したリスクを避けるためには、準拠法について十分な知 識を持つ弁護士のレビューを受けるべきでしょう」。

実際、先述の事例では、日本の法律では問題にならな いが、準拠法とするスイス法の強行法規に違反している 契約条項が見つかり、仮にチェックを受けていなければ、 無効な条文を含む契約を締結していたおそれがあったと いう。

#### スイス法弁護士としての国際仲裁の経験

ムロチェク氏は、スイスで法曹資格を取得後、スイス の法律事務所で国際仲裁の案件を中心に活躍していた。 来日のきっかけは、日本にある米国のロースクールで学 ぶことを知った同事務所の弁護士が、入所を打診したこ とだという。

自身のスイス時代の弁護士としての経験について、こ

「これまで、売買契約、ジョイントベンチャー契約、ライ センス契約、販売店契約などの各種契約書の作成やレ ビューなどのほか、国際仲裁の分野では、半導体、医療 機器、医療サービス、航空の分野を多く取り扱っていま した。主に国際商業会議所(ICC)やスイス商工会議所仲裁 機関(スイス規則)の規則に基づく仲裁手続において、当 事者の代理人を務めた経験があります。

まさしく、国際契約・国際仲裁についてのエキスパート

と言えるだろう。

ところで、国際紛争における仲裁地としてスイスの需 要が高いのはなぜだろうか?

ムロチェク氏によれば、スイス法の適用を受けると、差 止命令時の裁判所の補助や上訴の手続に関して大幅な自由 が許され(たとえば、取消手続は直接高等裁判所に申し立 てることができるほか、取消権放棄の可能性について当事 者間で事前に合意ができるなど)、これは他の裁判管轄に はないメリットだという。また、仲裁地をスイスとしたか らといって、ヒアリングもスイスで行わなければならない というわけではなく、当事者は、自分たちの都合の良い場 所を自由に合意できる点にも特徴があるという。

#### スイス法弁護士のパイオニアとして

現在、スイス法の外国法パートナーとして日本の法律 事務所に所属している外国法事務弁護士は、ムロチェク 氏唯一人である。ムロチェク氏は、「スイス法プラクティス のパイオニアとして活躍してもらいたい |という期待に応 える形で来日した経緯があるため、講演などの活動にも 余念がない。

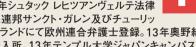
実際、来日以降、同事務所をはじめ、スイス商工会議所 や各大学が主催するセミナー、また、商工会議所やスイス 大使館が主催する講演会などさまざまな場を通じて、仲裁 による紛争解決の優位性を日本企業などに伝えている。

来日から1年余り。着実に顧客を増やしながら、講演な どの依頼も増え、今後はスイス人の弁護士を現地から呼 び寄せる計画もあるという。

国際取引や紛争解決手段として、日本におけるスイス 法普及への取組みは始まったばかりだ。

#### Profile

ミハエル・ムロチェク (Michael Mroczek) 02年バーゼル大学卒業(法学学士)。05年バーゼ ル大学院修了(法学修士)。08年スイス連邦弁護 士会登録。09年シュタック レヒツアンヴェルテ法律 事務所(スイス連邦サンクト・ガレン及びチューリッ ヒ)。13年ポーランドにて欧州連合弁護士登録。13年奥野総 合法律事務所入所。13年テンプル大学ジャパンキャンパス・



ロースクール修了(LL.M.取得)。14年外国法事務弁護士登録 (スイス連邦法)。14年在日スイス商工会議所執行委員就任。 日本国内の講演として、「企業が知るべき国際仲裁についての 5つの実務的問題」(在日スイス商工会議所、14年6月)、「スイ ス連邦における国際商事仲裁」(名古屋大学、13年12月)、「国 際商取引における仲裁」(国際ファッションセンター、13年11月) など。

16